

ペレットストーブを購入する方に5万円の助成

# 低炭素な暮らしを応援します！

ペレットストーブは、家庭や職場からの二酸化炭素排出量を減らすだけでなく、間伐材等の有効活用による森林整備の促進にもつながる環境にやさしい暖房器具です。  
県では、ペレットストーブを購入・設置される方に補助金を交付します。



木質ペレット

間伐材や端材などを粒状に固めた燃料

## 補助額

ペレットストーブ1台に **5万円**

## 募集期間

平成23年

平成22年5月10日(月)から **2月18日(金)**まで

申請が計画台数に達した時点で募集を締め切ります。

## 応募資格

平成23年3月10日までに福島県内の住居や事務所、店舗等にペレットストーブを設置する個人、事業者又は団体の方で、ペレットストーブの使用状況等について、簡単なモニターにご協力いただける方が対象となります。

## ペレットストーブによる森林づくり

福島県では、県内のペレットストーブ導入による二酸化炭素排出削減量を認証機関に申請し、発行されたクレジットを活用して森林づくりに取り組みます。

ペレットストーブを導入し、あなたの家庭や職場から低炭素社会・地域の森林づくりに参加してみませんか。



### ※J-VERとは

環境省の「オフセット・クレジット制度（J-VER制度）」に基づいて発行されるクレジット（温室効果ガス排出削減・吸収量）を指します。  
このクレジットは、企業等におけるカーボン・オフセットに活用できます。

あなたもJ-VER(オフセットクレジット)制度に参加してみませんか？

## 補助金交付の流れ

### I 「補助金交付申請書」(添付書類を含む)の提出

交付決定後

### II ストープの購入・設置

設置後10日以内

### III 「実績報告書」(添付書類を含む)の提出

補助金交付(5万円/台)

### IV 「利用状況報告書」を翌年度の5月末日までに提出

### V ストープの愛用と関係書類の保存をお願いします

- ・補助金の交付は申請の先着順で決定します。
- ・補助金は1者の申請につき1台分限りとさせていただきます。
- ・申請が計画台数を上回った場合、抽選により決定する場合があります。

申請書様式は各農林事務所や県のホームページから入手できます。

#### 【申請書の添付書類】

- (1)住所等が確認できる次のいずれかの書類
  - ＊個人の場合:住民票又は外国人登録証明書の写し
  - ＊法人の場合:登記事項証明書又は登記簿謄本の写し
  - ＊団体の場合:規約等の写し
- (2)ペレットストーブの購入・設置経費の見積書の写し
- (3)必要に応じて「債権者登録(変更)申請書」

#### 【実績報告書の添付書類】

- (1)ペレットストーブの購入・設置費の領収書の写し
- (2)設置状況の写真
- (3)他の補助金を受ける場合は交付決定書の写し



## 注意事項

補助金の申請をする前や交付決定の通知を受ける前に設置したペレットストーブは、補助金の交付対象とはなりません。また、県で定めた規程に従わなかった場合などは、補助金の交付を取り消したり返還を命じることがありますので、御注意ください。

## 交付手続きの窓口・問い合わせ先

ペレットストーブを設置する場所	交付手続きの窓口	所在地・電話番号
<b>県北地方に設置する場合</b> 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	県北農林事務所 森林林業部林業課	TEL 024-521-7708 〒960-8065 福島市杉妻町5番75号(県庁東分庁舎)
<b>県中地方に設置する場合</b> 郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町	県中農林事務所 森林林業部林業課	TEL 024-935-1367 〒963-8540 郡山市藤山一丁目1番1号(郡山合同庁舎)
<b>県南地方に設置する場合</b> 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村	県南農林事務所 森林林業部林業課	TEL 0247-33-2123 〒963-6123 東白川郡棚倉町大字開口字上志宝50番地1(棚倉合同庁舎)
<b>会津地方に設置する場合</b> 会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町	会津農林事務所 森林林業部林業課	TEL 0241-24-5734 〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地3(喜多方合同庁舎)
<b>南会津地方に設置する場合</b> 下郷町、楢枝村、只見町、南会津町	南会津農林事務所 森林林業部林業課	TEL 0241-62-5375 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1(南会津合同庁舎)
<b>相馬地方に設置する場合</b> 相馬市、南相馬市、新地町、飯館村	相双農林事務所 森林林業部林業課	TEL 0244-26-1173 〒975-0031 南相馬市原町区鏡町一丁目30番地(南相馬合同庁舎)
<b>双葉地方に設置する場合</b> 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村	相双農林事務所 富岡林業指導所	TEL 0240-22-5111 〒979-1111 双葉郡富岡町小浜553番地2(富岡合同庁舎)
<b>いわき地方に設置する場合</b> いわき市	いわき農林事務所 森林林業部林業課	TEL 0246-24-6194 〒970-8026 いわき市平字梅本15番地(いわき合同庁舎)

## 補助金の交付制度に関する問い合わせ先

福島県 農林水産部 林業振興課 TEL 024-521-7432



● ホームページ <http://www.cms.pref.fukushima.jp/>

● E-mail [ringyoushinkou@pref.fukushima.jp](mailto:ringyoushinkou@pref.fukushima.jp)

